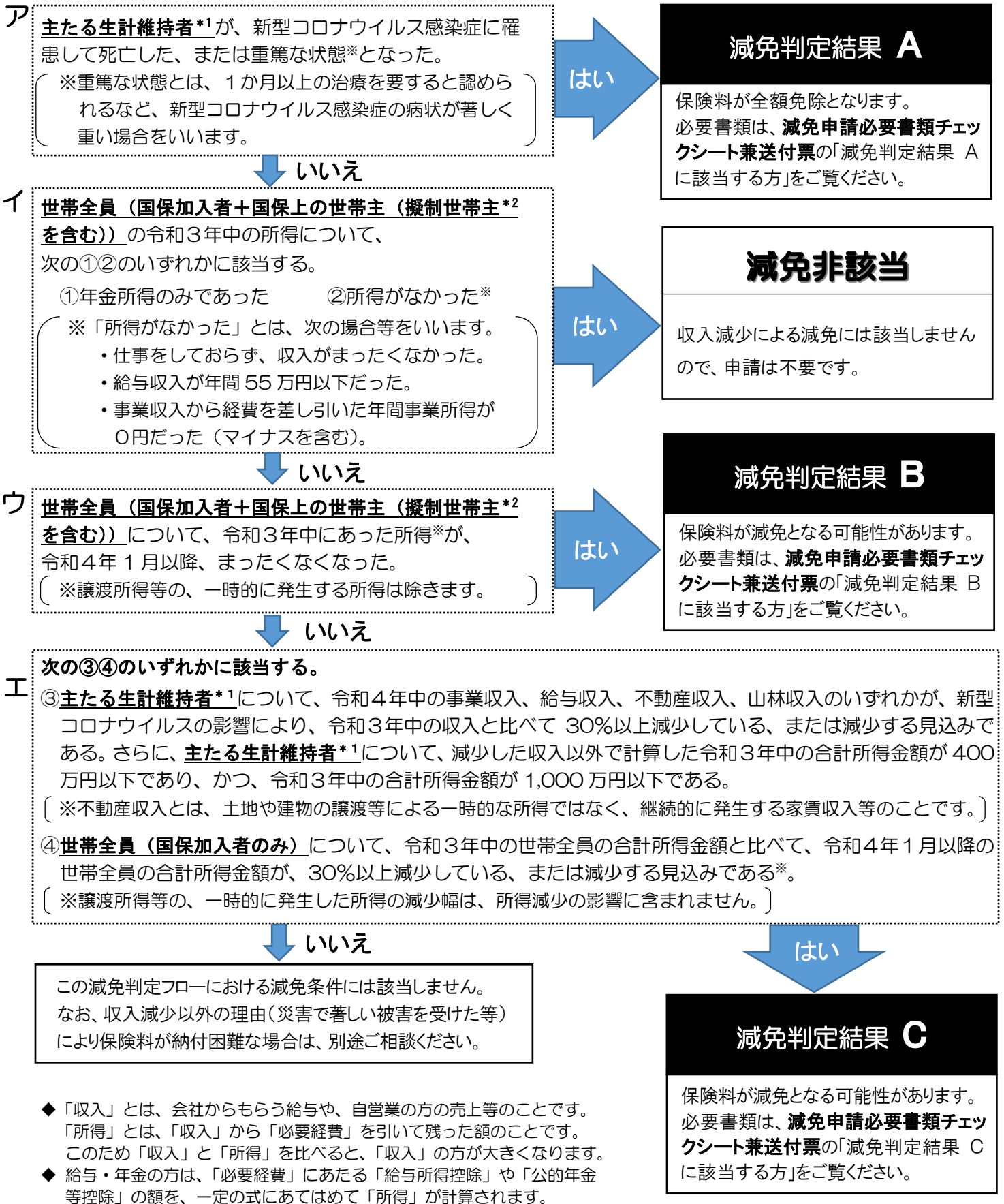


# 令和4年度 堺市国民健康保険料減免判定フロー



\*1: 「主たる生計維持者」とは、世帯の生計を主に維持している方のことです。特に指定がない場合、「主たる生計維持者」は、国保上の世帯主となります。

\*2: 「擬制世帯主」とは、堺市国保に加入していない国保上の世帯主のことです。

◇◇◇ 譲渡所得等の、一時的に発生した収入・所得がある場合は、減免条件に該当しない場合があります。◇◇◇